

8月14日
富山地裁

最終の口頭弁論

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始してから 8 年、来月に 28 回目となる最終の口頭弁論を迎えます。

29 都道府県で同種の訴訟が取り組

まれ、大阪・熊本・東京・神奈川・宮崎・青森・和歌山・埼玉・奈良・千葉・静岡の計 11 地裁で原告勝訴の判決が言い渡されています。この種の行政訴訟で原告勝訴がこれだけ続くことは前例がないと専門家も見ています。

全国の地裁判決は 11 勝 10 敗 原告側勝ち越しの快挙！

来月 14 日に行われる富山訴訟の最終弁論では、原告・弁護団がこれまで訴えてきた主張・立証の総まとめとなる主張を行います。

富山弁護団が中心となりまとめられた経済統計学者の意見書は全国で活用され、原告勝訴をもたらす原動力とな

っています。富山でもなんとしても原告勝訴をと、原告と弁護団、支援者が一丸となって取り組んでいます。

裁判所を動かし、政府を動かすのは市民の皆さんお一人お一人の力です。ぜひ富山訴訟の最終弁論に参加くださいますようお願いいたします。

ぜひ傍聴にご参加ください！

第28回口頭弁論【最終】

8月14日（月）13時30分～14時30分頃

富山地裁・第一号法廷

報告集会・記者会見

同日14時45分～（予定）

県弁護士会館・3階会議室（富山地裁から徒歩3分）

富山訴訟も原告勝訴へ！



富山生存権裁判は
ついに結審へ

傍聴参加予定の方は事前のご連絡をお願いします（TEL：076-442-8000 E-mail：tym_sugita@doc-net.or.jp）



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 43
2023/7/12 発行：ネット事務局 mail:tym_sugita@doc-net.or.jp

